



議案第三号

農村地域農業構造改善事業東小鹿地区ほ場整備工事請負契約の
締結についての議決の一部変更について

次のとおり農村地域農業構造改善事業東小鹿地区ほ場整備工事請負契約の締結についての
議決（昭和五十五年八月二十八日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和
二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。
昭和五十六年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五十六年三月拾壹日原案可決

三朝町議会議長牧田禎

四 契約金額中「三、四〇〇〇〇〇円」を「三、三九〇〇〇〇円」に改める。